

福祉

わがやま

この広報誌の発行に
一部共同募金配分金
を利用しています。

特集
2-3

「切れ目のない権利擁護体制の推進」

～見守りから成年後見制度利用を一連のものとして取り組む～



- 4 ・ 苦情解決のツゴ
・ 令和4年度ふれあい作品展作品募集のご案内
- 5 ・ 社協が行う相談支援
- 6 ・ 地域福祉活動紹介 九度山町社会福祉協議会
・ 情報案内コーナー

- 7 ・ 情報案内コーナー
- 8 ・ ①②③トレジャー
・ 赤い羽根共同募金

県社協SNS



「切れ目のない権利擁護体制の推進」

見守りから成年後見制度利用を一連のものとして取り組む

暮らしの安心のために 福祉サービス利用援助事業

県社協では、日常生活自立支援事業を実施しています。この事業は、平成12年度に介護保険制度が導入されたことにより、福祉サービスが措置から契約へと移行する中で、自身で契約をすることが困難な方等に対し、何らかの支援が必要となり、利用者の利益の保護を図るため、国の補助事業として開始されました。

この事業は、物事を判断する能力が不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方等を対象としており、その方に必要な福祉サービスの利用が適正にできるよう支援し、これに伴う日常的な金銭管理も併せて行う仕組みです。

また、支援を必要とする方が全国どこでも利用できる仕組みが必要であること、事業を適正に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している必要がある等の理由から、都道府県社会福祉協議会が実施主体となっています。

県社協では、実施主体として、次の事業に取り組みることが義務づけられています。

日常生活自立支援事業 (社会福祉法第81条)

- ① 福祉サービス利用援助事業(市町村社会福祉協議会へ委託実施)
- ② 福祉サービス利用援助事業が都道府県の区域内においてあまねく実施されるために必要な事業
- ③ 当該事業に従事する者の資質向上のための事業
- ④ 福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発

福祉サービス利用援助事業(以下、「本事業」という。)のサービス内容としては次の(1)～(4)があり、住民に身近な地域でサービスが提供される必要性を考慮し、県社協では県内30市町村社会福祉協議会に委託して実施しています。

(1) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払いなど、福祉サービスの利用の一連の援助を行います。

(2) 日常生活上の手続に関する援助

居住家屋の賃借や日常生活の消費契約、住民票の届出等の行政手続に関する援助などを行います。

(3) 日常的な金銭管理サービス

公共料金や家賃など、日常生活において必要な支払いの手続きを行います。それに伴い、預金の払戻、解約、預け入れの手続きを行います。

(4) 書類等の預かりサービス

大切な通帳や証書などをご自身で管理できない方への援助として、貸金庫による預かりサービスを行います。

利用料

援助内容	利用料
福祉サービス利用援助	○1時間まで1,000円。 ○1時間を超えて30分の延長につき500円ずつ加算となります。
日常生活上の手続に関する援助	※生活保護を受けている方は無料です。 ※住民税非課税世帯で、預貯金350万円未満の方については、県社協が利用料の半額を助成します。
日常的な金銭管理サービス	○社会福祉協議会で預かる場合は無料です。 ○金融機関の貸金庫を利用する場合は月額 [※] 850円です。 (※市町村社協によって異なります。)
書類等預かりサービス	

事業の利用状況

本事業を平成12年に開始して以来、県内における利用者は年々増加しています。

実利用者は令和3年度末では700名で、区分別には、高齢者の方251名、知的障がいのある方208名、精神障がいのある方213名、その他支援が必要の方28名で、近年は知的・精神障がいのある方の利用が増加傾向にあります。(3ページ図①参照)

福祉サービス利用援助事業の課題

今後本事業の利用者の増加が見込まれる中で、委託先である市町村社会福祉協議会の体制整備の強化や、専門員・生活支援員等の人材の確保が課題です。

また、寄せられる相談内容は複雑化・多様化しており、一人ひとりのニーズに合わせた支援が求められています。

さらに、本人の判断能力が不十分なため、まずは本事業のサービスの必要性について本人の自覚を促すための相談を行っており、契約に至らない場合であっても関わりを継続して見守るなど、本事業以外の援助により対応することも重要なものとなっています。

最近では、利用者死亡時における預か

り物の返却先が見つからないケースが増えていることも大きな課題となっており、より一層関係機関と連携した支援が必要です。

**判断能力がさらに低下したら
— 成年後見制度 —**

契約締結能力が低下した場合や、遺産相続の手続きなど法律的な問題が生じた場合には、成年後見制度(※1)に繋いでいます。

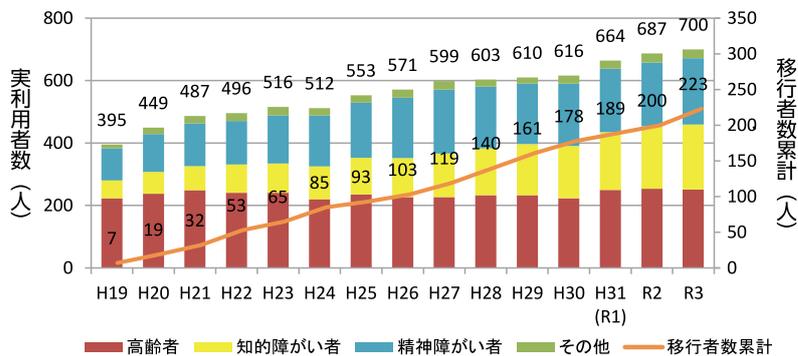
(※1) 成年後見制度とは
認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、必要な契約を結べなかったり、自身に不利な契約を結んでしまったりする場合に備えて、家庭裁判所が選んだ後見人・保佐人・補助人が、本人に代わって福祉サービスの利用契約などを行ったり、不動産や預貯金などの財産を管理したりする仕組み。制度利用には、利用者本人、配偶者、四親等内の親族等が家庭裁判所に申し立てを行う。

契約締結能力が低下した方においては、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行が必要であり、利用者との信頼関係を基礎に、利用者の状況や意向を踏まえながら成年後見制度への移行を促進しています。(図①)

成年後見制度の利用促進

県社協では、平成20年10月に「県成年後見支援センター」を設置し、制度に関する相談・支援、後見人養成、情報提供、関係団体との連携、法人後見に取り組んでいます。

【図①福祉サービス利用援助事業実利用者 成年後見制度移行者 推移】



令和4年3月、国においては第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、担い手の確保・育成等の推進や地域共生社会の実現に向け、「権利擁護支援」を本人を中心とした支援・活動の共通基盤として位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

その司令塔となる中核機関(※2)の本県における設置状況は、令和4年6月1日現在、9市町となっています。

(※2) 中核機関とは

成年後見制度の利用を促すため、各自治体で相談対応や後見人候補者の調整などを行う機関。市区町村直営または社会福祉協議会やNPOなどに運営を委託している。

住民が安心して暮らすことができるよう、各地域における相談窓口の体制を整え、分かりやすく広報し、本人への適切な支援を行うことが重要です。

今年度、本県では、成年後見制度市町村長申立研修会や各圏域での制度利用促進にかかる意見交換会の開催を予定しています。

さらに、市町村が抱える課題に対し、アドバイザー(弁護士、司法書士、社会福祉士等)を派遣し、市町村の体制整備を支援していきます。

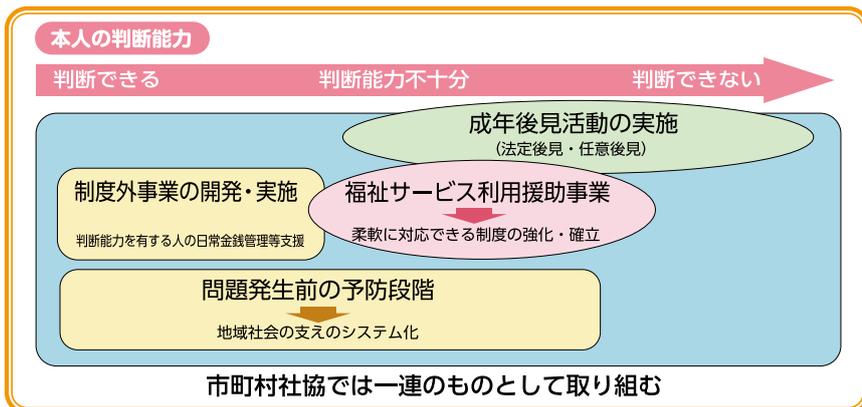
**見守りの強化
— 早期発見のために —**

判断能力が不十分な方の日常生活の支援には、問題が深刻化する前に早期発見に努める取組が必要です。

例えば、サロン活動・会食・配食・移送サービス等の具体的な生活支援サービスの実施を強化する中での見守りや民生委員・児童委員、自治会などによる地域での見守りは、今も行われていますが、更に強化が必要です。

また、困り事が発見されたとしても、住民の気付きが必ずしも社会福祉協議会に届くものではないので、社会福祉協議会の受け止める仕組みとして関係機関との連携をはかり、取組の強化に努めます。

【社会福祉協議会が目指す地域福祉権利擁護体制のあり方】



このように社会福祉協議会では、問題発生前の見守り、判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業、さらに判断能力が低下した方への法人後見など、権利擁護を一連の取組として行っています。

市町村社協では一連のものとして取り組む

お問合せ先

お住まいの市町村社協
 県社協 地域福祉部 地域福祉班
 TEL: 073-143515248



福祉サービス運営適正化委員会について皆様から寄せられた質問についてお答えします。

Q1 どんな福祉サービスのことが相談できますか？

高齢者、障がい者、子どもなどに関する在宅や施設での福祉サービスが対象になります。ただし、医療に関することなど取り扱えないことからもあります。

Q2 誰でも相談できるのですか？

福祉サービスを利用しているご本人、利用者のご家族、代理人が相談できます。また、利用者の様子などをよく知っている第三者（施設職員や民生委員・児童委員など）も相談できます。

Q3 名前を出さずに相談できますか？

匿名相談にも応じますが、こちらから申出人に連絡がとれない場合は、解決に向けた具体的な取り組みができない場合があります。また、名前を出さないで相手方（事業所側）に状況を聞いたり、助言や改善の申し入れをすることが難しい場合があります。

Q4 事業所に対して苦情や意見がありますが、どうしたらいいですか？

まずは、利用している福祉サービス事業所の苦情受付担当者や第三者委員にご相談ください。

事業者側と話し合っても解決しないときや直接苦情を言いくいときには、遠慮なくこちらにご連絡ください。

相談受付時間

9時～17時〔土・日・祝日等を除く〕
相談料は無料です。事務局の相談員が秘密厳守で応じます。

お問合せ先

県福祉サービス運営
適正化委員会

TEL: 073-4335-5527
FAX: 073-4335-5584
e-mail: kujou@wakayamakenshakyoo.or.jp

老人福祉施設及び介護保険施設等を利用されている方々による

令和4年度「ふれあい作品展」

参加申込受付中です！

12月15日(木)～19日(月)

最高齢者102歳の方の作品



「ふれあい作品展」は、老人福祉施設や介護保険施設等を利用されている方々に、作品を発表していただき、創造力を高め、文化活動への参加を促すとともに、多くの方々とふれあいと生きがいづくりを推進するために毎年開催しています。

昨年度は、79施設の利用者の方々733名から、それぞれ工夫を凝らした力作が展示され、訪れた方々に数々の癒しや感銘を与えてくれました。

全制作者の平均年齢は87歳、100歳以上は11名で、最高齢者は102歳の方でした。

作品展会期中には、多くの方々が来場されるとともに、来場できない方のために施設職員が熱心に写真や動画を撮影するなど、好評をいただいております。

今年度も、右記のとおり「ふれあい作品展」を開催いたしますので、たくさんのご応募をお待ちしています。

令和4年度ふれあい作品展

会期 12月15日(木)～12月19日(月) 10時～17時
会場 和歌山ビッグ愛1階「展示ホール」

作品の募集

- 出品者資格 県内の老人福祉施設及び介護保険施設等利用の方
申込者は、県内老人施設及び介護保険施設等の設置法人
- 個人で制作された作品および共同で制作された作品
 - 出品作品は、令和4年1月以降に制作された未発表作品

申込期限 10月14日(金)

申込等の様式は、ホームページからダウンロードできます。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催を中止する場合もございます。

昨年度の作品展のようす



高齢者賞

お問合せ・お申込先 **いきいき長寿社会センター(県社協内)** TEL:073-435-5214 FAX:073-435-5221

借入相談をきっかけにしたつながり(相談支援)を紹介します



vol.1 有田市社協

貸付後のつながりも大切にしていきたいわ～



【インタビューした相手】
有田市社協
いい ひであき
石井 秀明さん



有田市の情報
社協の相談体制
2人(兼務を含む)
人口(R4.7.1現在)
26,408人
特産品
みかん
たちうお

お問合せ先 地域福祉部 生活資金班
TEL.073-435-5223

社協では、低所得世帯等に対して、必要な資金の貸付けと相談支援を行う生活福祉資金貸付事業を実施しています。

また、令和2年3月からは、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯に対して特例貸付を実施しています(特例貸付受付期間:8月末まで)。

その最前線で活躍する有田市社協の石井さんにお話を伺いました。

相談内容

70代、男性の一人暮らし。「新型コロナウイルス感染症の影響により仕事が激減し、退職を余儀なくされた。その後は、国民年金月5万円と貯蓄で生活をしていましたが、仕事も見つからず、生計が苦しくなってきた。」と相談がありました。

相談支援により安定した生活が実現

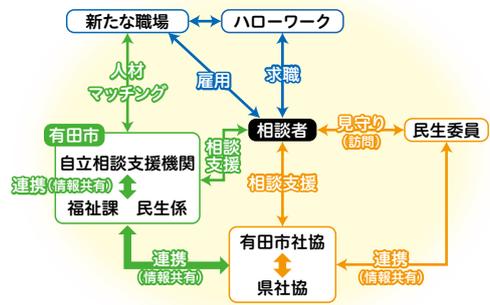
有田市社協では、借入相談をきっかけにしたつながりを大事にしています。今回は相談者の「安定した給与が得られる仕事に就きたい」という申し出を受け止め、必要なことを一緒に考えました。まずは、特例貸付により、ライフラインを確保し、就職活動を安心して行えるよう生活基盤の立て直しを図りました。また、相談者と関わりのあった民生委員と連携を強化し、見守り活動の継続を確認しました。

就職については、自立相談支援機関が仕事の紹介や履歴書作成の支援を行い、ハロー

ワークにつながりましたが、不採用が続きました。

それでも自立相談支援機関や市福祉課からの熱心な働きかけもあり、ようやく就職先が決まりました。現在は年金収入と給与収入で安定した生活を送ることができるようになっていました。貸付けは終わりましたが、これからも相談者とのつながりを大事に、関わり合っていきたいと思っています。

相談者から広がる輪(つながり)



令和4年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ぶくしの保険 検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

新型コロナウイルスを含む特定感染症に新たな補償が追加されました!

NEW 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償



団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

ひとづくり まちづくり ゆめづくり

コロナ禍だからこそ必要 ～食事サービス・見守り活動の取組～ (社会福祉法人 九度山町社会福祉協議会)



九度山町社会福祉協議会(以下「九度山町社協」という。)では、町内の80歳以上の老夫婦世帯や75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、毎月第2木曜日に食事サービスと見守り活動を兼ねた「まごころ弁当配食サービス」を実施しています(夏場はお弁当の代わりにスポーツドリンクを持って訪問)。

昭和63年から30年以上にわたって実施しているこの事業は、コロナ禍においても感染症対策を徹底して継続しています。九度山町社協の深山ひとみ事務局長と総務財政班兼地域福祉班の速水奈々係長にお話を伺いました。

継続することが大事

新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた令和2年3月頃からは、お弁当の配食ができない状況になり、活動を見送った月もありました。県内に発令されていた緊急事態宣言が解除されたことを機に、「まごころ弁当配食サービス」を今後どうしていくのかを検討しました。中止するのは簡単ですが、一旦中止してしまうと二度と再開できないのではないかと不安がありました。しかし、社会的孤立などの問題を鑑み、継続することに意義があると考え、再開する方向で検討を始めました。

思いはみんな同じ

再開することについてボランティアさんと同様に、皆さんの思いも私たちと同じで、誰一人として反対する方はいませんでした。そのことが、本当にうれしかったです。感

染リスクを最小限にするため、基本的なことですが、検温・手指消毒はもちろん、体調不良時は活動への参加を取りやめていただくなど、感染症対策を徹底することになりました。

頼りになるボランティアさん

この事業での登録ボランティアさんは31名います。20年以上にわたって手伝ってくれているボランティアさんもおられます。この事業をきっかけに、九度山町社協にいろいろと関わってくださるようになりました。中には、地域の「つなぎ役」になってくれている方もいます。本当に頼れる存在です。また、町内のボランティア協力校には、お弁当の包み紙を作ってもらっています。

欠かせない事業

コロナ禍で人と人との交流が制限されているからこそ、必要な事業のひとつだと考えています。最近では、年齢の若いボランティアさんも手伝ってくれています。見守り活動だけでなく、地域づくりという側面も持ち合わせている事業なので、できる限りこの事業を継続していきたいと思えます。



社会福祉法人九度山町社会福祉協議会

伊都郡九度山町河根732-1

九度山町地域福祉センター内

TEL:0736-54-9294

情報案内 コーナー

公益財団法人大阪ガスグループ福祉財団 「令和4年度 高齢者福祉助成」

募集期間 8月31日(水)まで

「高齢者福祉助成」は、活力あふれる長寿社会を実現するため、高齢者を対象にした福祉活動や高齢者の社会参加を支援する活動等、「高齢社会における地域福祉づくり活動」に対して助成するものです。

応募申込(案内)

- 提出先……………お住まいの市町村社会福祉協議会又は和歌山県社会福祉協議会
- 助成対象の活動期間…原則として令和5年4月～令和6年2月未まで
- ※ 応募する場合は、お住まいの市町村社会福祉協議会又は県社会福祉協議会の推薦が必要です。
- ※ 1件(団体)当り助成(限度額)10万円

申し込み様式は、財団のホームページからダウンロードできます。

HP: <https://www.osakagas.co.jp/company/efforts/fukushi/index.html>

応募団体に対しては、財団職員による現地への訪問調査が行われます。

助成希望内容等のお問合せ先

公益財団法人大阪ガスグループ福祉財団

TEL:06-6205-4686 FAX:06-6203-1028

Email og-hukushi@osakagas.co.jp



令和4年度
第1回 福祉・介護・保育のしごとフェアを開催します!

参加費無料
事前申込不要

日時/8月11日(木・祝)13:00~15:30
会場/田辺市民総合センター 2階交流ホール(田辺市高雄1丁目23-1)
内容/求職者(会場)と事業所(事務所内)をオンライン(zoom)でつないだ個別面談会を実施。専門支援員等による相談コーナーも設置します。
その他/新型コロナウイルス感染予防のため、ご来場の際はマスクの着用等についてご協力をお願いします。

※当日スムーズに面談を行いたい方は、電話または右記特設サイトのQRコードからお申込み可能です。



お問合せ先 田辺市社協 紀南福祉人材バンク TEL:0739-26-4918

申込受付中 福祉人材キャリア形成支援研修

感染症予防対策研修

開催日時/9月7日(水) 10:25~16:00
会場/和歌山ビッグ愛 受講申込期限/8月17日(水)(必着)

高齢者の権利擁護・虐待防止研修

開催日時/9月14日(水) 10:25~16:00
会場/上富田文化会館 受講申込期限/8月24日(水)(必着)

キャリアパス対応生涯研修・中堅職員研修

開催日時/10月25日(火) 9:25~17:50
10月26日(水) 9:25~16:40
会場/和歌山ビッグ愛 受講申込期限/8月30日(火)(必着)

社会福祉援助技術の基礎研修

開催日時/11月11日(金) 10:25~16:00
会場/和歌山ビッグ愛 受講申込期限/10月21日(金)(必着)

介護技術研修(応用)

開催日時/11月16日(水) 10:25~16:00
会場/和歌山ビッグ愛 受講申込期限/10月26日(水)(必着)

面接技法とアセスメント力の向上研修

開催日時/11月29日(火) 10:25~16:00
会場/和歌山ビッグ愛 受講申込期限/11月8日(火)(必着)

- ※研修の受講には、受講料がかかります。
- ※定員(先着)になり次第締め切ります。
- ※県社協会員は、会員価格で受講いただけます。
- ※詳細は県社協ホームページをご覧ください。

お問合せ先 県福祉人材センター
「ハートワーク」(県社協内)
TEL:073-435-5210

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止になる場合があります。



はじめよう!
福祉の仕事

**介護未経験者向け
研修会・就職相談会**

和歌山
会場

受講料
無料

介護未経験者に向けた入門的な研修会を開催します。介護者としての必要最低限の知識・技術が身に付く内容となっており、研修会の最終日には、未経験者でも安心して仕事を始められるよう就職相談会を実施します。就職相談会のみ参加も可能です。

受講対象者/県内の介護現場で就労を希望する方・介護や介護の仕事に少しでも興味のある方
定員/10名程度(先着順)

日時・会場	研修会	就職相談会
日時	8月27日(土) 9:30~16:20 8月28日(日) 9:30~15:00	8月28日(日) 15:00~16:30
会場	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ 3階 会議室1・2	和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 3階 特別会議室

研修会のお申込み
・お問合せ先

県介護普及センター
TEL:0739-22-6589

就職相談会のお問合せ先

県福祉人材センター
「ハートワーク」(県社協内)
TEL:073-435-5211

高齢者の生きがいづくり

わかやま元気シニア生きがいバンク

豊富な知識や経験、資格や技能を持った高齢者がたくさん登録されています。地域でのお手伝い、イベントや学習会、学校行事などで活用してみませんか!

人材を探す 活動のご依頼
 バンクへの登録 **WEBで検索!**

わかやま元気シニア生きがいバンク 検索

お問合せ(土・日・祝日を除く、9時~17時まで)

わかやま元気シニア生きがいバンク

☎ 073-435-5214



地域の宝物見つけた!!
～「ふくし」は「ふだんのくらしのしあわせ」～

このコーナーでは地域のふくしを支えるトレジャー宝物(人・物・笑顔)を紹介します。

63 笑い地蔵でみんなを笑顔に



NPO法人ラフターヨガ・ジャパン
ふじしま ひさこ
藤島 壽子さん
住所:和歌山市太田2丁目8番21
TEL:090-2359-7921

ラフターヨガとは、インド発祥の笑い深呼吸を組み合わせた体操で、笑うことで多くの酸素を体に取り入れ、心身共に健康へと導く効果があります。

今回は、NPO法人ラフターヨガ・ジャパンの指導者として県内で活動されている藤島壽子さんにお話を伺いました。

紙芝居を通してラフターヨガを体験

私が所属する同法人和歌山支部は、現在約20人程度でラフターヨガを広めるための活動をしています。人と人との接触が制限されるコロナ禍において、「笑う」ことの大切さを再確認より一層活動に励みたいと思うようになりました。

そこで、この度、より多くの方に楽しんでラフターヨガに参加してもらうため、紙芝居を制作しました。クラウドファンディングで資金を募り、多くのご支援を得て紙芝居『笑い地蔵』が完成。私が原作を担当し、「まんが日本昔ばなし」などで有名な杉井ギサブローさんに作画を依頼しました。

紙芝居は高野・熊野を舞台に、主役の地蔵の他、ウサギやキツネといった森の動物たちが声を合わせて笑う場面がたくさんあり、聞き手の方は彼ら

に合わせて一緒になって笑うことで、自然とラフターヨガを体験できるつくりとなっています。

『笑い地蔵』に会える場所

お話の舞台である熊野古道の麓に、実際に『笑い地蔵』をつくるのが私の夢です。

ラフターヨガは、日本のみならず世界的なコンテンツです。「笑い」という共通のコミュニケーションを通して世界中の人に『笑い地蔵』のお話が広まれば、それがきっかけで多くの方が観光に訪れるかもしれない。その際、訪れた方が笑顔になるような『笑い地蔵』の実物があれば、素敵ですよ。

生活の中に「笑い」を

楽しい時も、悲しい時も、「毎日笑って生きよう。」と思うだけで気持ちが出る方向へと変わり、日々が豊かになります。このメッセージと共に、今後もラフターヨガを広める活動を続けていきたいです。

『笑い地蔵』の紙芝居は、学校や福祉施設に無料で提供しています。ご希望の方は右記までお問合せください。心と体が温まる紙芝居をぜひ一度ご覧ください。

令和4年度 助成申請のご案内

赤い羽根共同募金は、県内の福祉施設利用者の利便性の向上や、地域福祉の課題解決に取り組む団体を支援するため、令和5年度に実施する社会福祉及び更生保護に係る事業を対象とした助成の申請を受け付けます。

■助成テーマ

- 子どもの支援
- 安心・安全への支援
- 障がい者の支援
- 孤立の防止支援など

■助成対象

- 社会福祉法人
- 特定非営利活動法人
- その他地域福祉活動や、更生保護事業を実施する団体など

■申請先

和歌山県共同募金会

◆申請受付期間

令和4年8月1日(月)～9月30日(金)
当日消印有効

詳細は、ホームページをご覧ください。
※助成先は、緊急性・必要性を考慮し決定いたします。

お問合せ先
**社会福祉法人
和歌山県共同募金会**
〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ
和歌山ビッグ愛7階
TEL:073-435-5231
FAX:073-435-5232



共同募金とSDGs

令和4年7月本会に和歌山大学教育学部付属中学校から4名の方が授業の一環として共同募金会に来て下さいました。SDGsの学習をする中で、「飢餓」について調べていて「募金」というキーワードに着目。それで本会に来て下さったとのこと。事前に色々な質問を準備して、とても熱心に話を聞いてくれました。

持続可能な社会の実現に向けて、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断して、問題を解決できる力を育むための取組が重要です。共同募金がSDGsの実現に向けて数多くの項目で支援をさせて頂いていることをお話しさせて頂きました。共同募金に「関心」を持って頂きありがとうございます！



和歌山大学教育学部付属中学校3年生の皆さん



赤い羽根 わがやま

メール info@akaihane-wakayama.or.jp HP https://www.akaihane-wakayama.or.jp/